議案第３号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和７年２月１７日提出

印西市長　　藤　代　　健　吾

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２２条の２第３号及び第４号並びに第２２条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正）

第２条　印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成８年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（印西市環境保全条例の一部改正）

第３条　印西市環境保全条例（平成１１年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正）

第４条　印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成２８年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第１号オ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第４３条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第５条　個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第４項及び第５項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（印西市行政不服審査条例の一部改正）

第６条　印西市行政不服審査条例（令和４年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２３条及び附則第３条第１１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めの規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第２２条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第３号審議資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

１　改正の要旨

次の条例中「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの

(1)　職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第３８号）

(2)　印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成８年条例第１３号）

(3)　印西市環境保全条例（平成１１年条例第３号）

(4)　印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成２８年条例第３７号）

(5)　個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第１６号）

(6)　印西市行政不服審査条例（令和４年条例第２０号）

２　改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行に伴うもの

３　施行期日等

(1)　施行期日

刑法等一部改正法の施行の日

(2)　経過措置

ア　罰則の適用等に関する経過措置

イ　人の資格に関する経過措置

ウ　職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置

４　新旧対照表

第１条　職員の給与に関する条例

新	旧
第１条～第22条　（略） 第22条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2)　（略） (3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の	第１条～第22条　（略） 第22条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2)　（略） (3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の

前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第22条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第22条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合	(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられなかった場合
(2)及び(3)　（略）	(2)及び(3)　（略）

４～６　（略） 以下　（略）	４～６　（略） 以下　（略）

第２条　印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正

新	旧
第１条～第４条　（略） （欠格事項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)　（略） 以下　（略）	第１条～第４条　（略） （欠格事項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)　（略） 以下　（略）

第３条　印西市環境保全条例の一部改正

新	旧
目次　（略） 第１条～第54条　（略） 第５章　（罰則） （罰則） 第55条　第28条第２項、第33条第１項若しくは第２項、第42条第２項又は第47条第２項若しくは第３項の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 以下　（略）	目次　（略） 第１条～第54条　（略） 第５章　（罰則） （罰則） 第55条　第28条第２項、第33条第１項若しくは第２項、第42条第２項又は第47条第２項若しくは第３項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 以下　（略）

第４条　印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正

新	旧
目次　（略） 第１条～第14条　（略） （許可の基準） 第15条　市長は、第12条第１項の規定による申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第９条第１項の許可をしてはならない。 (1)　事業主等が次のいずれにも該当しないこと。	目次　（略） 第１条～第14条　（略） （許可の基準） 第15条　市長は、第12条第１項の規定による申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第９条第１項の許可をしてはならない。 (1)　事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア～エ　（略） オ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 カ～サ　（略） (2)～(14)　（略） ２及び３　（略） 第16条～第42条　（略） 第７章　（罰則） （罰則） 第43条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　（略） 以下　（略）	ア～エ　（略） オ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 カ～サ　（略） (2)～(14)　（略） ２及び３　（略） 第16条～第42条　（略） 第７章　（罰則） （罰則） 第43条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　（略） 以下　（略）

第５条　個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

新	旧
本則　（略） 附　則 第１条及び第２条　（略） （経過措置） 第３条　（略） ２及び３　（略） ４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第10号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2)　（略） ５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報であって旧条例第２条第７号に規定する公文書に記録されているものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと	本則　（略） 附　則 第１条及び第２条　（略） （経過措置） 第３条　（略） ２及び３　（略） ４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第10号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2)　（略） ５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報であって旧条例第２条第７号に規定する公文書に記録されているものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと

きは、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 以下　（略）	きは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 以下　（略）

第６条　印西市行政不服審査条例の一部改正

新	旧
目次　（略） 第１条～第22条　（略） 第６章　罰則 （罰則） 第23条　第13条第５項（第14条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 附　則 第１条及び第２条　（略） （経過措置） 第３条　（略） ２～10　（略） 11　附則第３条第４項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 以下　（略）	目次　（略） 第１条～第22条　（略） 第６章　罰則 （罰則） 第23条　第13条第５項（第14条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 附　則 第１条及び第２条　（略） （経過措置） 第３条　（略） ２～10　（略） 11　附則第３条第４項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 以下　（略）